

電話でのお薬処方の申込みについて（新型コロナウイルス対策）

令和2年2月28日付の厚生労働省の通知により、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から慢性疾患等を有する定期受診患者等について当該慢性疾患に対する医薬品が必要な場合に、感染源に接する機会を少なくするため電話・情報通信機器による診察による医薬品の処方が認められました。

●電話で診察を受け、処方箋を発行することができる方

当院に慢性疾患で定期的に通院されている患者さんのうち、残薬が14日以内で、かつ、主治医が電話での処方を認める方。※電話処方による危険性があると主治医が判断した場合、処方はいたしません。

●対応時間

（平 日）9：00～12：00 と 14：00～17：00 （土曜日）9：00～12：00

※上記時間のうち、主治医が外来診療を担当している時間帯

●電話診察の流れ

① 主治医が外来診療を担当している時間帯に、お電話ください。

*お名前・連絡先を確認後、一旦電話を切ります。



② 当院より、主治医が診療時間中にお電話いたします。

*主治医と電話で話される際は、お薬の袋やお薬手帳をお手元に準備し、正確にお伝えください。

*連絡が取れなかった場合、当日の電話再診はキャンセルとさせていただきます。

*当院からの連絡は、診察の混み具合等により時間が前後する場合がございます。



③ 電話診察の結果、主治医の医学的判断により処方箋を発行いたします。

*電話診察での処方に危険性があると判断した場合は、処方いたしません。

*一旦電話を切ってお待ちください。



④ 当院より、事務スタッフがお電話いたします。

*ご希望する処方箋の受け取り方法や、処方箋をFAXする調剤薬局名などをお伺いします。

・(処方箋の原本を取りに当院へお越しになられる方)

→会計窓口で処方箋の原本をお渡ししますので、清算終了後に調剤薬局へご持参ください。

・(処方箋の原本を取りに当院へお越しにならない方)

→処方箋の原本は当院から調剤薬局へ直接送付することはできますが、送付手数料を別途頂戴いたしますので、次回来院いただく際には、保険証の提示と清算をお願いいたします。